

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照表

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ク [略] [削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p>	<p>別表第1 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ク [略] ケ 牛、めん羊、山羊及びしか（以下「牛等」という。）を <u>対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> <u>（ア）皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。</u> <u>（イ）骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。</u> a 加圧下での洗浄 b 酸による脱灰 c 長期のアルカリ処理 d ろ過 e 138°で4秒間の殺菌処理 コ 牛等を対象とする飼料は、<u>家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> サ 牛等を対象とする飼料は、<u>魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいい、農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。</u> シ 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、<u>ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）</u></p>

[削る。]

[削る。]

ケ [略]
コ [略]
サ [略]
シ [略]
ス [略]

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア~カ [略]

[削る。]

[削る。]

キ [略]
ク [略]
ケ [略]
コ [略]
[削る。]

を除く。)を含んではならない。

ス 家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料は、家きん由来たん白質(チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済チキンミール等」という。)を除く。)を含んではならない

セ 家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質(ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの(以下「確認済魚介類由来たん白質」という。)を除く。)を含んでは
ならない。

ソ [略]
タ [略]
チ [略]
ツ [略]
テ [略]

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア~カ [略]

キ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

ク ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)及び魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)は、家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に用いてはならない。

ケ [略]
コ [略]
サ [略]
シ [略]
ス

牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含む飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

(3) 飼料一般の使用の方法の基準

ア [略]

イ(ア) [略]

(イ)(1)のウの表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛(生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。)、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。

(ウ) [略]

ウ~オ [略]

[削る。]

[削る。]

カ [略]

(4) 飼料一般の保存の方法の基準

ア・イ [略]

[削る。]

[削る。]

(5) 飼料一般の表示の基準

ア [略]

イ 飼料(飼料添加物を含むものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(3) 飼料一般の使用の方法の基準

ア [略]

イ(ア) [略]

(イ)(1)の表に掲げる飼料添加物を含む同表の対象飼料は、搾乳中の牛又は産卵中の鶏若しくはうずら並びに食用を目的として屠殺する前7日間の牛(生後おおむね6月を超えた肥育牛を除く。)、豚、鶏又はうずらに使用してはならない。

(ウ) [略]

ウ~オ [略]

カ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

キ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等を除く。)に対し使用してはならない。

ク [略]

(4) 飼料一般の保存の方法の基準

ア・イ [略]

ウ ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質並びにこれらを含む飼料は、牛等を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

エ ほ乳動物由来たん白質(確認済血粉等を除く。)、家きん由来たん白質(確認済チキンミール等を除く。)又は魚介類由来たん白質(確認済魚介類由来たん白質を除く。)を含む飼料は、家畜等(牛等を除く。)を対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないように保存しなければならない。

(5) 飼料一般の表示の基準

ア [略]

イ 飼料(飼料添加物を含むもの、確認済血粉等、確認済チキンミール等及び確認済魚介類由来たん白質並びにこれらを原料とするもの並びに飼料添加物を含まないものであつて落花生油がす、尿素、ジウレイドイソブタン若しくは動

(ア)～(エ) [略]

(オ) (1)のウに掲げる表、(1)のキの(ア)、ケの(ア)及びコの(ア)、(2)の工からカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(カ)～(コ) [略]

[削る。]

(注) 1 [略]

2 1) (1)のウの表に掲げる飼料添加物については、同表に掲げる単位を用いて表示するものとする。

2)～4) [略]

3 [略]

ウ [略]

2 動物由来たん白質(ほ乳動物、家きん又は魚介類を原料として製造されたたん白質をいう。以下同じ。)又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼

物性油脂(獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。)又はこれらを原料とするものに限る。)には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(エ) [略]

(オ) 1の(1)に掲げる表、1の(1)のキの(ア)、ソの(ア)及びタの(ア)、1の(2)の工からカ、ケに掲げる表及びサ、2の(1)のイに掲げる表、3の(1)のイに掲げる表並びに4の(1)のイ及びエに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(カ)～(コ) [略]

(サ) 確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質又はこれらを原料とする飼料にあつては、次の文字

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと(牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。)

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)に混入しないよう保存すること。

(注) 1 [略]

2 1) (1)の表に掲げる飼料添加物については、同表に掲げる単位を用いて表示するものとする。

2)～4) [略]

3 [略]

ウ [略]

料の成分規格

ア 牛、めん羊、山羊及びしか（以下「牛等」という。）を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（ほ乳動物に由来するたん白質をいい、乳及び乳製品、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当することについて農林水産大臣の確認を受けたゼラチン及びコラーゲンその他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

（ア）皮に由来するものであつて、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

（イ）骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）に由来するものであつて、次の工程のすべてを経て処理されたものであること。

a 加圧下での洗浄

b 酸による脱灰

c 長期のアルカリ処理

d る過

e 138°で4秒間の殺菌処理

イ 牛等を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（家きんに由来するたん白質をいい、卵及び卵製品その他農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

ウ 牛等を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（魚介類に由来するたん白質をいい、農林水産大臣が指定するものを除く。以下同じ。）を含んではならない。

エ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済豚肉骨粉等」という。）又は豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、豚及び家きん以外の動物に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済原料混合肉骨粉等」という。）を除く。）を含んではならない。

オ 豚、鶏又はうずらを対象とする飼料は、家きん由来たん白質（チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）家きんに由来する加水分解たん白及び蒸製骨粉であつて、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済家きん加水分解たん白等」という。）又は確認済原料混合肉骨粉等を除く。）を含んではならない。

カ 家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）を含んではならない。

キ 家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）を対象とする飼料は、家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）を含んではならない。

ク 家畜等（牛等を除く。）を対象とする飼料は、魚介類由来たん白質（ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済魚介類由来たん白質」という。）を除く。）を含んではならない。

(2) 動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の製造の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）及び魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）及び魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）は、

家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に用いてはならない。

エ 牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）は、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質を含む飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）の製造工程と完全に分離された工程において製造されなければならない。

（３）動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の使用の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等に対し使用してはならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、豚、鶏又はうずらに対し使用してはならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等、豚、鶏及びうずらを除く。）に対し使用してはならない。

（４）動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の保存の方法の基準

ア ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

イ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）家きん由来たん白質（確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等及び確認済原料混合肉骨粉等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、豚、鶏又はうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保

存しなければならない。

ウ ほ乳動物由来たん白質（確認済血粉等を除く。）家きん由来たん白質（確認済チキンミール等を除く。）又は魚介類由来たん白質（確認済魚介類由来たん白質を除く。）を含む飼料は、家畜等（牛等、豚、鶏及びびうずらを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならない。

（５）動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の表示の基準

ア 確認済血粉等、確認済豚肉骨粉等、確認済チキンミール等、確認済家きん加水分解たん白等、確認済魚介類由来たん白質若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

（ア）飼料の名称

（イ）製造（輸入）年月

（ウ）製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

（エ）製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 確認済血粉等、確認済チキンミール等若しくは確認済魚介類由来たん白質又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊又はしかに使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

ウ 確認済豚肉骨粉等、確認済家きん加水分解たん白等若しくは確認済原料混合肉骨粉等又はこれらを原料とする飼料には、次の文字を表示しなければならない。

使用上及び保存上の注意

1 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産動物には使用しないこと（牛、めん羊、山羊、しか又は養殖水産動物に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）

2 この飼料は、牛、めん羊、山羊、しか及び養殖水産

動物を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

3 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格及び使用の方法等の基準

(1)～(2) [略]

(3) 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の表示の基準

ア 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ 落花生油かすを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 対象家畜等

(イ) 落花生油かすの配合割合

4 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(4) [略]

(5) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準

ア 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造（輸入）年月

(ウ) 製造（輸入）業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地（輸入に係るものにあつては、輸入先国名）

イ [略]

ウ 尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 対象家畜等

(イ) [略]

(ウ) [略]

2 落花生油かす又は落花生油かすを原料とする飼料の成分規格及び使用の方法等の基準

(1)～(2) [略]

(3) 落花生油かすを原料とする飼料の表示の基準

落花生油かすを原料とする飼料には、落花生油かすの配合割合を表示しなければならない。

3 尿素若しくはジウレイドイソブタン又はこれらを原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

(1)～(4) [略]

(5) 尿素及びジウレイドイソブタン並びにこれらを原料とする飼料の表示の基準

ア [略]

イ 尿素又はジウレイドイソブタンを原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) [略]

(イ) [略]

(エ) [略]

5 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

- (1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格
ア 動物性油脂(獣畜、鳥類又は魚介類を原料として製造された油脂をいい、魚介類のみを原料としてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものを除く。以下同じ。)の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

[略]

イ～エ [略]

- (2)～(4) [略]

(5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア) 飼料の名称

(イ) 製造(輸入)年月

(ウ) 製造(輸入)業者の氏名又は名称及び住所

(エ) 製造事業場の名称及び所在地(輸入に係るものにあつては、輸入先国名)

イ [略]

ウ [略]

エ 確認済動物性油脂(反すう動物由来動物性油脂を含むものに限る。)又は特定動物性油脂を含む飼料には、対象家畜等を表示しなければならない。

オ [略]

(ウ) [略]

4 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の成分規格及び製造の方法等の基準

- (1) 動物性油脂及び動物性油脂を原料とする飼料の成分規格
ア 動物性油脂の不溶性不純物の含有量は、0.15%以下でなければならない。この場合の不溶性不純物の試験法は、次のとおりとする。

[略]

イ～エ [略]

- (2)～(4) [略]

(5) 動物性油脂又は動物性油脂を原料とする飼料の表示の基準

ア [略]

イ [略]

ウ [略]